

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在の労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する者で、労災保険法第34条の規定に基づく第二種特別加入者であるところ、平成〇年〇月〇日、A県C市における住宅新築工事現場における作業中、釘が請求人の左目に当たり負傷した。

請求人は、同日、D病院に受診し、「眼球破裂の疑い、眼瞼異物」と診断され、手術施行の上療養した結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）のいずれにも該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人の再審査請求の理由を検討すると、請求人の主張は、後遺障害の評価に不服があるというものではなく、監督署の調査過程で期待していた視力の検査等が実施されず事情聴取のみで決定されたこと、治ゆ日の告知がなされない中、監督署長に対し休業補償給付の請求したところ、治ゆ後の請求として給付を受けられなかったことを不服としているものと解される。

しかし、監督署長の調査方法及びその判断は監督署長の裁量に任されており、実測せずに医学的見解を採用し決定しても違法ではない。本件争点は、請求人に残存する障害の障害等級該当の有無であり、請求人の不服は、本件争点とは直接関係しない。

ちなみに、請求人が公開審理において提出した休業補償給付支給請求書及び障害補償給付支給請求書は、いずれも監督署の受付印が押された状態で並べて印刷されており、請求人は、両請求書にそれぞれ押印しているので障害補償給付支給請求書裏面の診断書について関知していないとは認められない。

当審査会において、請求人の本件公開審理における陳述内容及び提出された資料及び本件一件記録を改めて精査したが、請求人の傷病は医学的見解から平成〇年〇月〇日治ゆしたことが認められ、後遺障害の程度についてもE医師作成の診断書及び意見書は妥当であり、障害等級には該当しないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。